

山形県障がいのある人も共に生きる社会づくり県民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 障がいを理由とする差別を解消し、誰もが分け隔てなく共に生きる社会を実現するため、差別を解消する取組みを効果的かつ円滑に行い、共生する社会の実現に向けた施策を推進するため、山形県障がいのある人も共に生きる社会づくり県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 県民会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障がいを理由とする差別を解消する取組みの効果的かつ円滑な推進に関すること。
- (2) 共生する社会の実現に向けた施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 県民会議は、山形県、各市町村及び別記の団体等（以下「各団体」という。）により構成する。

- 2 県民会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は山形県知事を、副会長には山形県健康福祉部長をもって充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。
- 6 県民会議は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会とする。

(会議)

第4条 県民会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 県民会議の事務を処理するため、事務局を山形県健康福祉部障がい福祉課に置く。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

県民会議構成団体

(順不同) 計 79 団体

	分野	団体
1	福祉	山形県社会福祉協議会
2		山形県身体障害者福祉協会
3		山形県知的障害者福祉協会
4		山形県精神障がい者団体連合会
5		山形県視覚障害者福祉協会
6		山形県聴覚障害者協会
7		山形県手をつなぐ育成会
8		山形市・県肢体不自由児者父母の会
9		(9) きょうされん山形支部
10	医療	山形県医師会
11		(2) 山形県歯科医師会
12	介護	山形県老人福祉施設協議会
13		(2) 山形県老人保健施設協会
14	教育	山形県高等学校長会
15		山形県中学校長会
16		山形県連合小学校長会
17		山形県私立学校総連合会
18		山形県特別支援学校長会
19		山形大学
20		東北公益文科大学
21		東北文教大学
22		山形県立米沢栄養大学・山形県立米沢女子短期大学
23		(10) 山形県立保健医療大学
24	農林業	山形県農業協同組合中央会
25		(2) 山形県森林組合連合会
26	商工	山形県銀行協会
27		山形県経営者協会
28		山形県商工会議所連合会
29		山形県商工会連合会
30		山形県旅館ホテル生活衛生同業組合
31		山形県料理飲食業生活衛生同業組合
32		山形県観光物産協会
33		山形県建築土会
34		(9) 山形県宅地建物取引業協会
35	公共交通	山形県バス協会
36		山形県ハイヤー協会
37		(3) JR東日本東北本部山形支店
38	芸術	東北芸術工科大学
39		(2) 山形県芸術文化協会
40	スポーツ	山形県スポーツ協会
41		山形県障がい者スポーツ協会
42	行政	山形労働局
43		山形地方法務局
44		各市町村(35市町村)
45		(38) 山形県